

今月のトピックス

令和3年3月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

【令和3年度の健康保険・介護保険料率改定のお知らせ】

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している方の都道府県別の令和3年度健康保険料率・介護保険料率が決定致しました。

また、全国一律適用となる介護保険料率については1.79%から1.8%へ引き上げとなります。

	介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
東京都	9.84% (9.87%)	11.64% (11.66%)
埼玉県	9.80% (9.81%)	11.60% (11.60%)
神奈川県	9.99% (9.93%)	11.79% (11.72%)
群馬県	9.66% (9.77%)	11.46% (11.56%)
栃木県	9.87% (9.88%)	11.67% (11.67%)
茨城県	9.74% (9.77%)	11.54% (11.56%)
千葉県	9.79% (9.75%)	11.59% (11.54%)

(カッコ内は令和2年度保険料率)

※変更後の健康保険料率・介護保険料率の適用は令和3年3月分(4月納付分)からとなります。

※健康保険組合に加入されている方の料率は各組合により異なります。各組合までご確認下さい。

【マイナンバーカードの健康保険証利用が始まります～令和3年3月開始～】

昨年6月にトピックスでお伝えしております、「マイナンバーカードが健康保険証として利用ができるようになる」件についてですが、令和3年3月より利用開始となります。

利用開始日から一斉に全ての医療機関で導入されるのではなく、現時点では全国で3割弱から始まり、「令和5年3月末には概ね全ての医療機関等での導入を目指す」こととされております。

■マイナンバーカードを健康保険証として利用される場合、以下の書類が窓口持参不要になります。

- ・保険者証類（健康保険被保険者証 / 国民健康保険被保険者証 / 高齢受給者証等）
- ・被保険者資格証明書
- ・限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担減額認定証
- ・特定疾病療養受療証

※なお、限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担減額認定証は、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、今後オンライン資格確認が導入された医療機関では原則として、申請なしで限度額が適用されます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには事前に申し込みが必要になります。

申込方法は、政府が運営しているマイナポータルのサイト等をご利用ください。

上記につきまして、ご不明点・ご質問等ございましたらお気軽にご連絡ください。